

新型コロナウイルス関連のビジネス向け支援制度 (マニトバ州)

☆各支援項目名をクリック頂くと、個別概要の説明ページに移動します。

○融資制度

■マニトバ州政府

- ・[マニトバ・ギャップ・プロテクション・プログラム \(Manitoba Gap Protection Program, MGPP\)](https://manitoba.ca/covid19/business/mgpp.html)
<https://manitoba.ca/covid19/business/mgpp.html>

○雇用維持政策

■マニトバ州政府

- ・[従業員の無給休暇 \(Unpaid Leave for Employees\)](https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47520&posted=2020-04-14)
<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47520&posted=2020-04-14>
- ・[雇用基準解雇規則の一時的例外 \(Temporary exception to employment standards layoff rules\)](https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47284)
<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47284>
- ・[夏季学生復興就労プログラム \(Summer Student Recovery Plan\)](https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47618&posted=2020-04-23)
<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47618&posted=2020-04-23>

○支払い猶予等

■マニトバ州政府

- ・[税金の申告および支払い期限の延長 \(Deferred Tax Payments\)](https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47161&posted=2020-03-22)
<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47161&posted=2020-03-22>
- ・[公共保険保持者への救済 \(Relief for public insurance policy holders\)](https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47618&posted=2020-04-23)
<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47618&posted=2020-04-23>
<https://www.mpi.mb.ca/Pages/nr2020april23.aspx>
- ・[車両登録料の救済 \(Relief for vehicle registration\)](https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=48119&posted=2020-05-12)
<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=48119&posted=2020-05-12>
- ・[就労者補償委員会の余剰金 \(Workers Compensation Board surplus\)](https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47597&posted=2020-04-21)
<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47597&posted=2020-04-21>

マニトバ・ギャップ・プロテクション・プログラム
(Manitoba Gap Protection Program, MGPP)

実施主体	施策	ウェブサイト
マニトバ州	融資	https://manitoba.ca/covid19/business/mgpp.html

概要
➤ マニトバ州政府が、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける中小企業を対象に 6000 カナダ・ドルの無利息・条件付き返済不要融資（MGPP）を行う。

施策の要点
● 2021 年 1 月、MGPP ローンを受領者は、2020 年 12 月 31 日までの暦年に 6,000 カナダ・ドルを超える「連邦政府新型コロナウイルス助成」を受けていないという宣言を提出するよう求められ、宣言を行うと、ローンは返済不要となる。 ● 受領者が宣言を行うことができず、2020 年 12 月 31 日までの暦年に 6,000 カナダ・ドルを超える「連邦政府新型コロナウイルス助成」を受け取った場合、MGPP 無利息ローンは 2021 年 3 月 31 日までに返済を求められる。 ● 対象企業 ➤ マニトバ州で営業している、マニトバ州を拠点とする永続的な事業であること。 ➤ 緊急措置法の下でマニトバ州が緊急事態宣言を行った 2020 年 3 月 20 日時点で操業していること。営利目的の個人事業主、パートナーシップ、法人または協同組合であること。 ➤ 新型コロナウイルス公衆衛生命令の結果、一時的に業務を停止または削減していること。 ➤ 公衆衛生命令により、マニトバ州に拠点を置くビジネスが損害を被っていること。 ➤ 連邦政府の新型コロナウイルス助成金や返済不要の資金援助を受けておらず、今後の予定もないこと ➤ 有効な事業番号を所持していること。 ➤ 登録済みで、Companies Office と良好な関係を築いていること。（個人事業主の場合は不要） ➤ 電子メールアドレスと有効なビジネス銀行口座を有していること。

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
州内事業者	2020 年 3 月 20 日時点で操業していること。	なし	なし

申請に関わる情報
- ウェブサイト (https://forms.gov.mb.ca/mgpp/) から申請を行う。 - 申請時に必要な情報は以下のとおり。 ➤ 事業番号および該当する場合は、会社のオフィス登録番号、WCB および RST アカウント番号 ➤ 個人事業主またはパートナーシップの場合は、申請者その他の 1 人のパートナーの SIN 番号 ➤ 従業員数 ➤ 事業銀行口座情報 - 応募期限は 7 月 31 日。ただし、変更の可能性もあり。

留意事項
- 以下の事業者／業種は認可対象外。 ➤ 2020 年 3 月 20 日（つまり、緊急事態前）にマニトバに起因する税金の延滞があり、この金額を延滞修正していない企業（注：新型コロナウイルス救済プログラムの納税期限延長を利用した企業は含まれない）。 ➤ マニトバで活発な事業を営む目的で存在しない、マルチレベルのマーケティングおよび受動的事業または法人を営む事業。 ➤ マニトバビジネススタートローン保証、マニトバインダストリーオポチュニティプログラムに基づくローン、または地域活性化税増額資金調達法に基づく契約を現在締結している企業。 ➤ デイケア施設、慈善団体、非営利団体。

問い合わせ先
【マニトバ州経済支援局】 ウェブサイト：https://pmemtl.com/contactez-experts メール：MGPP@gov.mb.ca 電話：1-888-805-7554

従業員の無給休暇
(Unpaid Leave for Employees)

実施主体	施策	ウェブサイト
マニトバ州	雇用基準法改正	https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47520&posted=2020-04-14

概要
新型コロナウイルス感染により隔離された従業員、または、学校やデイケアの閉鎖を含むがこれらに限定されない家族の世話仕事から離れる必要がある従業員に、雇用保護休暇を提供する。

施策の要点
● 従業員は、以下の場合に、必要なだけ雇用保護された無給休暇を取得できる。 ➤ 医療専門家、医療関係者、Health Links-Info、マニトバ州政府、カナダ政府、市議会または理事会による新型コロナウイルスに関連する情報または指示に従って自己隔離もしくは他の管理措置を取っている。 ➤ 健康診断、監督、または治療を受けている。 ➤ 緊急措置法または公衆衛生法に基づく命令を順守する。 ➤ 新型コロナウイルスの結果、学校やデイケアの閉鎖を含むがこれらに限定されない家族の世話やサポートを提供する。 ➤ 渡航制限を順守する。 ➤ 休暇は 3 月 1 日まで遡って取得可能。

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
連邦管轄機関での就労者を除くマニトバ州の就労者	なし	なし	なし

申請に関わる情報

- なし

留意事項

- なし

問い合わせ先

【マニトバ州財務省労働・規制局】

電話 1 - 204-945-3352

メールアドレス : employmentstandards@gov.mb.ca

ウェブサイト : <https://www.gov.mb.ca/labour/about.html>

雇用基準解雇規則の一時的例外
(Temporary exception to employment standards layoff rules)

実施主体	施策	ウェブサイト
マニトバ州		https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47284

概要
➤ 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける企業を救済するため、雇用基準解雇規則に一時的な例外を設け、経済活動再開後の雇用主の従業員再雇用を促す。

施策の要点
元来の雇用基準法では、16 週間のうち 8 週間以上解雇された従業員は永久解雇とみなされ、解雇通告の代わりに賃金を支払う必要があるが、2020 年 3 月 1 日以降に発生した解雇のいかなる期間も、一時解雇が永久解雇に代わる期間としてカウントされないよう雇用規則に一時的な例外を設けることで、経済活動再開後の雇用主の従業員再雇用を促す。

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
マニトバ州内事業者	なし	なし	なし

申請に関わる情報
なし

留意事項
なし

問い合わせ先
【マニトバ州財務省労働・規制局】 電話 1 – 204-945-3352 メールアドレス : employmentstandards@gov.mb.ca ウェブサイト : https://www.gov.mb.ca/labour/about.html

マニトバ夏季学生復職プログラム
(Manitoba Summer Student Recovery Jobs Program)

実施主体	施策	ウェブサイト
マニトバ州	補助金	https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47618&posted=2020-04-23 https://manitoba.ca/covid19/business/summerstudentjobprogram.html

概要
➤ 民間および非営利分野の雇用者に学生雇用の賃金助成金を提供することで、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた高校および中等教育後の生徒の採用を促進する。学生は通常の夏期就労に加えて、組織や企業が職場や公共スペースを公衆衛生の要件に適合させる支援も可能。

施策の要点
● 対象学生 ➤ マニトバ州に住む 15 歳から 29 歳の高校または中等以上の生徒であること。 ➤ カナダの市民、永住者、留学生、または移民難民保護法に基づき雇用期間中に難民保護が付与された者であること。 ➤ 法的にマニトバで働く資格があること。 ➤ 5 月 1 日以降の開始日となる春季・夏季新規採用者であること。 ● 財政支援 ➤ 雇用主は、2020 年 5 月 1 日から 9 月 4 日までの間の雇用学生 1 人あたり最大\$ 5,000 まで、1 時間あたり 7 カナダ・ドルの償還資格がある。 ➤ 雇用主は、最大 5 人の学生雇用まで本補助金の受給資格がある。 ➤ 支払いは、学生への賃金支払い証明と引き換えに、雇用期間の終了時に一括して行われる。 ● 雇用主の義務 ➤ 家族雇用には本補助金を適用できない。 ➤ 既存の従業員の代わりに学生を雇用することはできない。 ➤ 連邦、州、および地方自治体のすべての法律と規制要件を遵守する必要がある。

- 各学生に適切な監督とトレーニングを提供し、マニトバの職場の新型コロナウイルス対応公衆衛生ガイドラインに従うこと。
- 本プログラムに基づいて、各学生の正確な給与、雇用および会計記録、財務書類、その他の記録を維持する必要がある。
- 本プログラムに基づく雇用学生について、学生の同意書をマニトバ州政府に提供する必要がある。すべての義務を順守した場合、請求書提出後 14 日以内に補助金が支給される。各請求書は次の条件を満たす必要がある。
 - 支払いの証明を含め、請求期間中に学生があなたに支払った実際の時給を説明すること。
 - 2020 年 10 月 1 日までに提出すること。

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
マニトバ州内民間および非営利雇用主 (公衆衛生、教育機関、地方自治体/ 州/連邦政府および政府機関、政党 などの公共部門の雇用主は対象外)	なし	なし	なし

申請に関わる情報
• ウェブサイト (https://forms.gov.mb.ca/ssrjp/) へ必要事項を記入し、申請を行う。申し込み後 10 営業日以内に受領確認連絡が申請者へ送付される。

留意事項
• 雇用主は、別の政府プログラムで助成されている職については、本プログラムとの併用は不可。ただし、追加/新規の学生雇用については本プログラムへの申し込みが可能。 • 既存の正社員またはパートタイムの従業員は対象外。

問い合わせ先
【マニトバ州経済開発・訓練省】 ウェブサイト: https://www.gov.mb.ca/jec/contact.html 電話: 1-204-945-3744 メール: mgi@gov.mb.ca

**税金の申告および支払い期限の延長
(Deferred Tax Payments)**

実施主体	施策	ウェブサイト
マニトバ州	税支払い猶予	https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47161&posted=2020-03-22 https://www.gov.mb.ca/finance/taxation/pubs/bulletins/noticerst2003.pdf https://www.gov.mb.ca/finance/taxation/pubs/bulletins/noticehe2001.pdf

概要
➤ マニトバ州における納税申告において、中小企業の 4, 5 月の申告日および支払い期限を延長する。

施策の要点
➤ 納税申告において 4 月と 5 月の月次送金が 1 万ドル未満の中小企業を対象に、小売売上税、および健康および中等教育税の課税（給与税）の申告および支払い期限を最大 2 か月延長する。

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
マニトバ州内事業者	なし	上述	なし

申請に関わる情報
なし

留意事項
なし

問い合わせ先
【マニトバ州財務省】 ウェブサイト : www.gov.mb.ca/finance/taxation 電話 : 1 (204) 945-5603 Fax (204) 948-2087 E-mail: MBTax@gov.mb.ca

公共保険保持者への救済
(Relief for public insurance policy holders)

実施主体	施策	ウェブサイト
マニトバ公共保険	余剰金返却	https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47618&posted=2020-04-23 https://www.mpi.mb.ca/Pages/nr2020april23.aspx

概要
➤ マニトバ公共保険が保険契約者から回収した基金の余剰金 1 億 1000 万カナダ・ドルを返却する。

施策の要点
➤ マニトバ州政府に代わり車両登録料の回収を統括するマニトバ公共保険（MPI）が前年料金の約 11%、すなわち 1 契約者あたり 140～160 カナダ・ドルの小切手を保険契約者へ 5 月下旬から 6 月初旬に送付する。

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
なし	なし	なし	なし

申請に関わる情報
なし

留意事項

- なし

問い合わせ先

【マニトバ公共保険】

ウェブサイト：<https://www.mpi.mb.ca/Pages/covid-19-information.aspx>

電話：1 -204-985-7000

コンタクトフォーム：<https://apps.mpi.mb.ca/contact/>

車両登録料の救済
(Relief for vehicle registration)

実施主体	施策	ウェブサイト
マニトバ公共保険	費用減額	https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=48119&posted=2020-05-12

概要
➤ マニトバ州での車両登録料を 7 月 1 日より 10%減額する。

施策の要点
7 月 1 日より、現在 154 カナダ・ドルの車両登録料が 15 カナダ・ドル減額され、139 カナダドルとなる。

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
なし	なし	なし	なし

申請に関わる情報
なし

留意事項

- なし

問い合わせ先

【マニトバ公共保険】

ウェブサイト：<https://www.mpi.mb.ca/Pages/covid-19-information.aspx>

電話：1 -204-985-7000

コンタクトフォーム：<https://apps.mpi.mb.ca/contact/>

就労者補償委員会の余剰金
(Workers Compensation Board surplus)

実施主体	施策	ウェブサイト
マニトバ州就労者補償委員会	余剰金返却	https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=47597&posted=2020-04-21 https://www.wcb.mb.ca/workers-compensation-board-of-manitoba-returns-37-million-surplus-to-provide-financial-relief-to

概要
マニトバ州就労者補償委員会が雇用主から回収した基金の余剰金 3700 万カナダ・ドルを返却する。

施策の要点
• 5 月に 2019 年掛け金の 20%がクレジットとして口座に振り込まれる。 • 対象雇用主 ➢ 2019 年の給与報告を済ませ、2019 年の WCB 掛け金を支払い済みであること。 ➢ 支払済みでない場合でも今後支払いを行えば、余剰金返却の対象となる。

対象企業・団体に関わる要件			
法人形態	法人歴	売上高	従業員数
州内事業者	なし	なし	なし

申請に関わる情報
• なし

留意事項

- なし

問い合わせ先

【マニトバ州就労者補償委員会】

ウェブサイト: <https://www.wcb.mb.ca/2020-surplus-distribution-faq>

電話: 1-855-954-4321, ext. 4505

Fax: 204-954-4900

Email: assessmentservices@wcb.mb.ca

【免責条項】

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。行政府からの支援措置、行政措置は変更があり得ますので、最新の内容のご利用される方が直接、各行政府にご確認されるようお願い致します。